

2024 年 5 月 2 日

2023 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「会計基準適正手続規則」という。）第 31 条に基づき、2023 年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第 30 条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。なお、必要に応じて、当該報告に、企業会計基準等の補足文書の開発に係る本規則の遵守状況の報告を含める。

第 31 条 委員会は、原則として年 1 回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

II. 適正手続の遵守状況

2. 本年度における適正手続の遵守状況については、第 3 項から第 13 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

3. 本年度における新規テーマは、以下の企業会計基準諮問会議からの提言及び当該提言に基づく委員会による審議により選定された（会計基準適正手続規則第 23 条第 1 項）。
 - 2023 年 11 月 29 日に開催された第 515 回企業会計基準委員会において、「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い」について、企業会計基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、2023 年 12 月 13 日に開催された第 516 回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマとして取り上げることとした。
4. また、本年度においては、以下の新規テーマが緊急性のあるものとして、委員会による審議に基づいて選定された（会計基準適正手続規則第 23 条第 3 項）。

- 2023 年 3 月 14 日に金融商品取引法等の一部を改正する法律案（以下「改正案」という。）が、第 211 回国会に提出され、この当時、改正案が 2023 年 6 月に成立することが見込まれており、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」等の改正又は修正が必要となる場合には当該改正又は修正を改正案の施行日（2024 年 4 月 1 日）に間に合わせる必要があると考えられたため、2023 年 5 月 29 日に開催された第 502 回企業会計基準委員会において、委員会事務局から改正案が成立することを前提に「四半期報告書制度の見直しへの対応」について新規テーマとすることが提案され、審議した結果、新規のテーマとして取り上げることを決定した。

なお、改正案は 2023 年 6 月 8 日に衆議院で可決されたが 2023 年 6 月 21 日に参議院で継続審査となり、最終的に 2023 年 11 月 21 日に成立した。この間に、2023 年 7 月 3 日に第 48 回企業会計基準諮問会議が開催されたが、以下の状況を踏まえ、改めて企業会計基準諮問会議に新規テーマとして諮ることはしていない。

- 2022 年 11 月 29 日に開催された第 46 回企業会計基準諮問会議において、緊急性が高く内容が明らかになった段階で企業会計基準諮問会議に諮らず速やかに会計基準の開発に着手する可能性がある案件として説明を行い、質疑の結果、会計基準適正手続規則第 23 条第 3 項を適用することに異論が聞かれなかったこと
- 第 502 回企業会計基準委員会において会計基準適正手続規則第 23 条第 3 項を適用して委員会で新規のテーマとすることを既に決定していたこと

論点整理の公表

5. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

6. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等（2023 年 5 月 2 日公表、2023 年 8 月 4 日コメント期限、以下「リース会計基準案等」という。）
- (2) 実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（2023 年 5 月 31 日公表、2023 年 8 月 4 日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第 66 号等」という。）

- (3) 企業会計基準適用指針公開草案第 80 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等（2023 年 10 月 6 日公表、2023 年 12 月 6 日コメント期限、以下「企業会計基準適用指針公開草案第 80 号等」という。）
- (4) 実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等（2023 年 11 月 17 日公表、2024 年 1 月 9 日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第 67 号等」という。）
- (5) 企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等（2023 年 12 月 15 日公表、2024 年 1 月 19 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 80 号等」という。）
- (6) 実務対応報告公開草案第 68 号（実務対応報告第 44 号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（2024 年 1 月 24 日公表、2024 年 2 月 26 日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第 68 号」という。）

【修正国際基準】

該当なし

7. 前項(1)に関する適正手続の遵守状況については、（別紙 1）にて個別に報告する。
8. 第 6 項の公開草案のうち、前項以外に関する主な適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

会計基準適正手続規則	遵守状況		
	第 6 項(2) 実務対応報告公開 草案第 66 号等	第 6 項(3) 企業会計基準適用 指針公開草案第 80 号等	第 6 項(4) 実務対応報告公開 草案第 67 号等
公開での審議 原則として公開（会計 基準適正手続規則第 7 条第 1 項）	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議について、 ウェブでの傍聴を 認めた。	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議について、 ウェブでの傍聴を 認めた。	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議について、 ウェブでの傍聴を 認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付（会計基 準適正手続規則第 9 条	審議資料は、企業 会計基準委員会 のおおむね 5 営業日前 に送付された。	審議資料は、企業 会計基準委員会 のおおむね 5 営業日前 に送付された。	審議資料は、企業 会計基準委員会 のおおむね 5 営業日前 に送付された。

会計基準適正手続規則	遵守状況		
	第 6 項(2) 実務対応報告公開 草案第 66 号等	第 6 項(3) 企業会計基準適用 指針公開草案第 80 号等	第 6 項(4) 実務対応報告公開 草案第 67 号等
第 1 項)			
公開草案公表の議決の 状況 委員の 5 分の 3 以上 (会計基準適正手続規 則第 15 条第 1 項)	1 名の委員が欠席 したが、出席委員全 員の賛成により公 表が承認された。	1 名の委員が欠席 したが、出席委員全 員の賛成により公 表が承認された。	1 名の委員が欠席 したが、出席委員全 員の賛成により公 表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として 2 ヶ月 (会計基準適正手続規 則第 20 条第 3 項)	約 2 ヶ月とした。	約 2 ヶ月とした。	税制改正に伴う 短期的な対応であ ることを考慮し、会 計基準適正手続規 則第 20 条第 3 項に 基づき、企業会計基 準委員会の議決に より公表期間を短 縮し、2023 年 11 月 17 日から 2024 年 1 月 9 日の 2 ヶ月未満 とした。
公開草案に寄せられた 意見の公表 ホームページに公開 (会計基準適正手続規 則第 20 条第 4 項)	寄せられた意見 を財務会計基準機 構のホームページ で公開した。	寄せられた意見 を財務会計基準機 構のホームページ で公開した。	寄せられた意見 を財務会計基準機 構のホームページ で公開した。

会計基準適正手続規則	遵守状況	
	第 6 項(5) 企業会計基準公開 草案第 80 号等	第 6 項(6) 実務対応報告公開 草案第 68 号
公開での審議 原則として公開 (会計基準適正手続規 則第 7 条第 1 項)	企業会計基準委 員会の審議につい て、ウェブでの傍聴 を認めた。	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議について、 ウェブでの傍聴を

会計基準適正手続規則	遵守状況	
	第 6 項(5) 企業会計基準公開 草案第 80 号等	第 6 項(6) 実務対応報告公開 草案第 68 号
		認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付 (会計基準適正手続規則第 9 条第 1 項)	審議資料は、企業 会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。	審議資料は、企業 会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。
公開草案公表の議決の 状況 委員の 5 分の 3 以上 (会計基準適正手続規則第 15 条第 1 項)	3 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として 2 ヶ月 (会計基準適正手続規則第 20 条第 3 項)	法令改正に伴う短期的な対応であることを考慮し、会計基準適正手続規則第 20 条第 3 項に基づき、企業会計基準委員会の議決により公表期間を短縮し、2023 年 12 月 15 日から 2024 年 1 月 19 日の約 1 ヶ月間とした。	税制改正に伴う短期的な対応であることを考慮し、会計基準適正手続規則第 20 条第 3 項に基づき、企業会計基準委員会の議決により公表期間を短縮し、2024 年 1 月 24 日から 2024 年 2 月 26 日の 2 ヶ月未満とした。
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開 (会計基準適正手続規則第 20 条第 4 項)	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。

企業会計基準等の公表

9. 本年度に公表された企業会計基準等は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等（2023 年 11 月 17 日公表、以下「実務対応報告第 45 号等」という。）
- (2) 企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」等（2024 年 3 月 22 日公表、以下「企業会計基準第 33 号等」という。）
- (3) 改正企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等（2024 年 3 月 22 日公表、以下「改正企業会計基準適用指針第 2 号等」という。）
- (4) 改正実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2024 年 3 月 22 日公表、以下「改正実務対応報告第 44 号」という。）
- (5) 実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等（2024 年 3 月 22 日公表、以下「実務対応報告第 46 号等」という。）

【修正国際基準】

該当なし

10. 会計基準適正手続規則第 30 条では、委員会は、重要と認められる会計基準等の公表又は改正の都度、適正手続監督委員会に対して適正手続の遵守状況を書面にて報告を行うことを求めている。本年度、個別に報告が必要となる企業会計基準等はなかった。
11. 第 9 項に記載した企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況（公開草案公表以後の状況に限る。）は、以下のとおりである。

会計基準適正手続規則	遵守状況		
	第 9 項(1) 実務対応報告 第 45 号等	第 9 項(2) 企業会計基準 第 33 号等	第 9 項(3) 改正企業会計基準 適用指針第 2 号等
公開での審議 原則として公開（会計	企業会計基準委 員会及び専門委員	企業会計基準委 員会の審議につい	企業会計基準委 員会及び専門委員

基準適正手続規則第7条第1項)	会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。	て、ウェブ会議の傍聴を認めている。	会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。
資料の事前送付 原則としておおむね1週間前に送付（会計基準適正手続規則第9条第1項）	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付されている。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付されている。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付されている。
再公開草案の要否に関する審議 （会計基準適正手続規則第20条第5項）	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況 委員の5分の3以上 （会計基準適正手続規則第15条第1項）	1名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	2名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	2名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況 [企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 （会計基準適正手続規則第15条第2項） [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載	出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	企業会計基準について、賛成した委員の名前を記載した。企業会計基準適用指針について、公表に反対した委員はいなかったため、出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、企業会計基準及び企業会計基準適用指針について、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。

(会計基準適正手続規則第15条第3項)			
公開草案に寄せられた意見と検討の結果の公表 ホームページに公開 (会計基準適正手続規則第20条第4項)	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。

会計基準適正手続規則	遵守状況	
	第9項(4) 改正実務対応報告 第44号	第9項(5) 実務対応報告 第46号等
公開での審議 原則として公開（会計基準適正手続規則第7条第1項）	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。
資料の事前送付 原則としておおむね1週間前に送付（会計基準適正手続規則第9条第1項）	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付されている。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付されている。
再公開草案の要否に関する審議 (会計基準適正手続規則第20条第5項)	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況 委員の5分の3以上 (会計基準適正手続規則第15条第1項)	2名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	2名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表	出席委員数と全	出席委員数と全

に関する賛成状況 [企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 (会計基準適正手続規則第15条第2項) [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 (会計基準適正手続規則第15条第3項)	員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
公開草案に寄せられた意見と検討の結果の公表 ホームページに公開 (会計基準適正手続規則第20条第4項)	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。

企業会計基準等の補足文書の公表

12. 本年度に公表された補足文書は、以下のとおりである。

(1) グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する見積りについて

13. 前項の補足文書に関する主な適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

会計基準適正手続規則	遵守状況
委員会が公表する企業会計基準等との関係 企業会計基準等的一部分であると誤解されないようにする(会計基準適正手続規則第12条)。	本文書は企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書であることが記載されている。
補足文書の公表の了承の状況	委員会で審議し、公表が了承された。

委員会において審議した上で、了承を得る（会計基準適正手続規則第 15 条第 4 項）。	
--	--

以 上